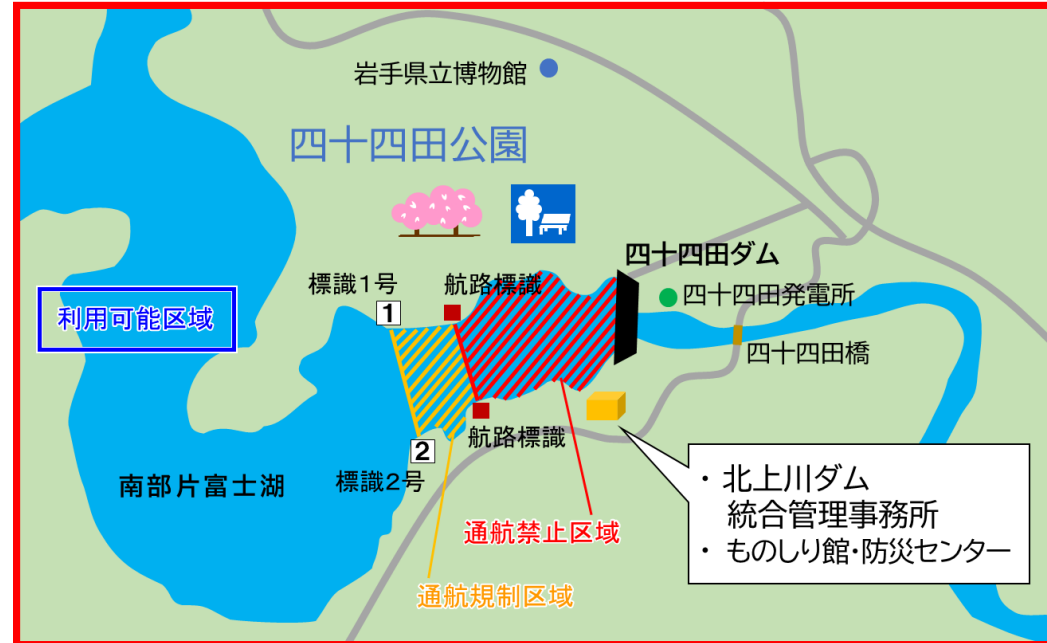


南部片富士湖(四十四田ダム貯水池)利用のルール

湖面利用に際しては下記のルールを遵守し、「自己責任」のもとでご利用下さい。

- ・ダム湖面の利用は、原則として右図に示す**利用可能区域**とします。
- ・**通航規制区域**内を利用したい場合は、事前調整が必要となりますので「ダム管理者」へ連絡して下さい。
- ・イベント等を開催する場合には、事前に届け出が必要となりますので、必ず「ダム管理者」へ連絡して下さい。
- ・柵や注意看板等により立ち入りを禁じられる箇所への立ち入りは禁止します。
- ・カヌーやゴムボート等の利用にあたっては、救命胴衣を着用して下さい。
- ・「ゴミは捨てずに、各自持ち帰る」を徹底して下さい。
- ・ブラックバスなど外来魚種の放流、ペットや外来動植物の廃棄・放棄や移植は関係法令に抵触する場合があります。
- ・気象情報に十分注意して下さい。
- ・降雨等の状況に応じたゲート操作により、水位変動等が予想されるため、洪水時等の利用はしないで下さい。(大雨注意報、暴風雪注意報等が発令されたら利用しない)
- ・利用者自身の安全対策を図ることはもちろんのこと、第三者に対して危害や迷惑等を与える行為をしないで下さい。
- ・警報車等で注意喚起を行った場合は、直ちに指示に従って下さい。
- ・事故等の責任については、当方では一切負わないことをご理解の上でご利用下さい。



※四十四田ダムの貯水位、流入量、放流量、雨量状況等を確認できます。

リアルタイム情報



● 緊急時等連絡先

ダム管理者(管理第二課) 019-643-7972

警察(盛岡西警察署) 110 (019-645-0110)

消防(盛岡西消防署) 119 (019-647-0119)

水域通航規制

右の図の**通航禁止区域**内は、舟およびいかだ等の**通航を禁止**します。

また、**通航規制区域**内を通航する舟およびいかだ等は、次の方法により通航してください。

1. 舟およびいかだの別 : 舟およびいかだ等
2. 航 路 : 通航規制区域内
3. 時 間 : 日の出から日没まで
4. 速 度 : 2ノット以下
5. 施工年月日 : 昭和45年12月26日

上記に違反した者は河川法の規定により罰せられます。

国土交通省 東北地方整備局長

規制に関する連絡先 北上川ダム統合管理事務所 管理第二課(四十四田ダム) 019-643-7972

